

民生福祉常任委員会記録

令和5年7月25日

【開催日】 令和5年7月25日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時47分

【出席委員】

委員長	松尾数則	副委員長	白井健一郎
委員	大井淳一朗	委員	奥良秀
委員	福田勝政	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村博行		
-----	------	--	--

【執行部出席者】

市民部長	岩佐清彦	市民部次長兼生活安全課長	石田恵子
環境課長	山本満康	環境課主査兼環境政策係長	原野浩一
環境衛生センター所長	村長康宣	環境衛生センター主任	松尾勝義
環境衛生センター主任	磯部修一		
福祉部長	吉岡忠司	福祉部次長兼高齢福祉課長	尾山貴子
福祉部次長兼子育て支援課長	長井由美子		
社会福祉課長	坂根良太郎	社会福祉課課長補佐	三好正幸
社会福祉課主査兼地域福祉係長	須子幸一郎		
子育て支援課課長補佐	野村豪	子育て支援課保育係長	重村亮太郎
子育て支援課子育て支援係長	藤田浩子		

【事務局出席者】

局次長	中村潤之介	議事係主任	岡田靖仁
-----	-------	-------	------

【審査内容】

- 1 所管事務調査 令和5年度7月豪雨について
- 2 所管事務調査の委員派遣について

松尾数則委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから民生福祉常任委員会を開会いたします。本日の審査は、タブレットを使って進めていきたいと思
います。審査内容 1 番、所管事務調査、令和 5 年度 7 月豪雨について報
告を受けたいと思っております。まず、執行部の報告を受けます。

岩佐市民部長 初めに、このたびの豪雨により被災された方々にお見舞い申し
上げます。それでは、令和 5 年度 7 月豪雨の対応状況等につきまして説
明いたします。このたびの豪雨災害に関しまして、環境課で災害廃棄物、
浸水住宅の消毒、美祢市からのし尿受入れを対応しているところでござ
います。詳細につきましては、環境課より説明させます。

山本環境課長 環境課における令和 5 年度 7 月豪雨の対応状況等について説明
します。配布しております資料を御覧ください。まず、1、災害廃棄物
の対応についてです。初めに、資料 2 ページ参考資料 1、災害廃棄物対
策における災害の規模と適用する措置の考え方を御覧ください。これは、
平成 27 年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の
一部を改正する法律が整備された際の関係資料の一部です。このたびの
豪雨災害については、一部地域で河川の氾濫、住宅の浸水等の被害が発
生しているものの、市全体としては、図の左側に示す「あまり被害のな
い小規模な災害」に当たり、廃棄物処理については、図の下の「廃棄物
処理法に基づく平時の備え」により対応しています。資料 1 ページにお
戻りください。改めて 1 災害廃棄物の対応について御説明します。床上・
床下浸水した住宅については災証明、事業所については被災証明が発
行され、水につかった家財道具等の災害廃棄物を環境衛生センターに搬
入する際に、計量棟で災証明または被災証明を提示することにより、
廃棄物の処理手数料を減免するよう対応いたしました。先週までに環境
衛生センターに搬入された件数、廃棄物の重量は資料の表のとおりで、
一般市民がのべ 35 件、8,720 キログラム、事業所がのべ 5 件、1,

280キログラム、環境課が回収したものが3件、270キログラム、合計で43件、10,270キログラムの災害廃棄物が搬入されました。なお、事業所の廃棄物については、事業系一般廃棄物を受け入れていきます。次に、2、被災（浸水）住宅の消毒の対応についてです。他市では、薬品の配布や噴霧器の貸出しのみで、市が直接消毒していませんが、本市では、住宅・人が住むための家屋に対して消毒を実施しています。消毒の実施方法は、建物基礎の通気口から薬品を噴霧または散布しました。先週までの実施等の件数は資料の表のとおりで、消毒依頼の申込が43件、うち実施が20件、未実施が9件、未完了が14件です。未実施とは、消毒に伺ったものの、最近建築された建物基礎部分に通気口がない家屋で、外部から消毒することが困難であり、市の消毒はクレゾール石けん液を噴霧するため消毒をお断りした件数です。そういった御家庭には、資料3ページ、4ページ 参考資料2の厚労省が発行しているチラシ「浸水した家屋の感染症対策」をお渡しし、消毒について御説明しています。未完了とは、被災直後に問合せがあったものの、床下が湿っている状態では消毒の効果がないため、乾燥してから改めて御連絡いただくようお願いし、現時点で実施していない件数です。続いて、3、美祢市のし尿受入の対応についてです。このたびの豪雨で、美祢市では厚狭川の氾濫により甚大な浸水被害が発生し、美祢市のし尿処理場である美祢市衛生センターの地下施設が浸水し、し尿の処理ができなくなったことを受け、美祢市から環境行政広域連携に関する協定に基づき本市にし尿の搬入及び処分について支援の要請がありました。現在、本市を含め受入対応可能な市が美祢市のし尿及び浄化槽汚泥を受入処理しています。災害発生後、本市の小野田浄化センターに、これまでに搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は資料の表に示しているとおります。美祢市を訪問し、今後の状況等を確認したところ、復旧は令和7年度となる見込みと回答されたことから、他市での受入状況にもよりますが、本市において復旧するまでの令和6年度末頃まで継続して受け入れる予定です。なお、このことにより、美祢市からはし尿処理に係る応分の負担を求めるよう、現在、協議・調整を進めているところです。環境課の説明は以上

です。

松尾数則委員長 環境課分の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 災害廃棄物の対応ですが、手数料減免とあります。減免ということは減額も含めての話ですが、実際にどのような基準で減額や免除となっているのでしょうか。持ち込んで、り災証明などを見た上で減免しているという説明だったんですが、基準などはあるのでしょうか。

山本環境課長 り災証明や被災証明は、社会福祉課において発行されておりますので、その発行につきましては、社会福祉課に御確認いただけたらと思います。

大井淳一郎委員 発行の話ではなくて、手数料の減免はどのような基準でされておられますか。

山本環境課長 衛生センターの計量等において、ごみを持ち込まれた際にり災証明または被災証明を提示された場合に、被災ごみであることを確認して、手数料を減免としているところです。

大井淳一郎委員 関連ですが、環境課3件とありますが、これはどういった場合のことでしょうか。環境課が直接搬入し、回収したのでしょうか。

山本環境課長 環境課の3件といいますのは、河川の増水によって流れてきた廃棄物を回収し、環境衛生センターに持ち込んだものです。流木や金網が河川に落ちていて、それによって河川がせき止められているという通報が、市民の方からございましたので、それを回収しました。桜川や厚陽地区の古開作ため池などで回収したものを環境衛生センターに持ち込んだものです。

吉永美子委員 今回、床上浸水や床下浸水があったわけですが、被災された住宅に関して、未実施などがあるんですけども、市民は市が消毒を行っていることを知っているのでしょうか。どのように周知されているのでしょうか。

山本環境課長 社会福祉課で災証明を発行する際に現地を回られていると思います。その際に直接お会いできた御家庭には周知されており、それから、不在のところにはポストインしたと伺っております。環境課が直接現地を回っているということではございません。災証明の発行に関連して、社会福祉課が回られたということです。

白井健一郎副委員長 環境課の対応としては、「令和5年度7月豪雨の対応について」に載っている1、2、3で全て終わりということでしょうか。

山本環境課長 基本的にはこの内容でございます。

山田伸幸委員 災害廃棄物を処理したわけですが、これは地域的に松ヶ瀬辺りに集中しているんじゃないでしょうか。

村長環境衛生センター所長 山川、随光、松ヶ瀬等でございます。鴨庄も一部入っております。

奥良秀委員 事業所で5件ということですが、資料1に災害廃棄物対策云々があるんです。あまり被害のない小規模な災害と市が判断した理由をもう一度教えてください。

山本環境課長 今回の災害対策本部等でも協議されたとは思いますが、市全体の被害状況、浸水状況等を確認して、また、廃棄物の処理については、問合せ件数等がそれほど多くなかったことから、平時の対応で大丈夫だと判断し、対応しております。

奥良秀委員 今後の話があるのでお聞きします。今後も問合せ件数が少なければ、あまり被害のない小規模な災害と認めていくということによろしいでしょうか。

山本環境課長 問合せ件数だけではないとは思いますが、市全体の中で浸水被害がどれだけあったのか、台風ときには暴風雨等の被害がどれだけあったのかという状況を確認してからの判断になるかと思います。

奥良秀委員 ということは、その場その場の雰囲気というか、感じ方によっては一番左になるのか、左から二番目になるのかが変わってくるということによろしいのでしょうか。それとも、今後、マニュアルなどの指標をつくれるのかどうなのか、教えてください。

山本環境課長 ここに関して明確に線引きをすることは非常に難しいと考えております。その時々状況によって、一番左になるのか、その次になるのか、それ以上となるのかが変わってくると思います。

奥良秀委員 その時々対応ということであれば、例えば、同じような災害を受けられた市民の方がいらっしゃったとしても、そのときそのときの対応によって変わるという発言になってくるんですけど、よろしいですか。

山本環境課長 この表はあくまでも災害廃棄物対策におけるものですので、大雨による浸水被害が起きても、それほど量がなければ平時の対応となりますし、例えば、平成22年のような水害が起きれば、もう一つ上の段階になろうかと思います。

奥良秀委員 言っていることがちぐはぐになってきているんですけど、要は、課長が言われてる、小さい、大きい、いろいろあると思うんですけど、同程度、分かりますか。例えば、床上浸水で100万円ぐらいの被害を

受けましたと。そのときの対応の仕方が変わるとおっしゃっているんですけど、それでいいんですよ。

山本環境課長 災害被害の状況によって対応が変わってくるということです。

奥良秀委員 災害というのは、いつ誰が遭うか分からないんです。大きい、小さいと市役所が決められても、受けられた人たちにとっては、災害というのは皆一緒なんです。大きい、小さいはないと思うんですよ。だからその辺も、例えば、私のときにはやってくれなかったけれど、あの人のときにはやってくれたという不公平がないほうがいいと思うんですよ。だからその辺をきちんと考えていただきたいと思うんですけど、いかがですかね。

山本環境課長 その時々被害状況、規模の大小によって、できる限りの対応はしてまいります。今回はあくまでも平時の対応としましたが、もっと大きな災害等になれば、有事の対応で、その状況規模によっても変わってくると思いますので、できる限りの対応はしてまいりたいと思います。

奥良秀委員 規模の大きさをうんぬんを言うと、市民一人一人がいつ災害を受けるかは違いますというお話をさせていただきましたよね。であれば、やはり寄り添って、きちんと助け合っているような環境をつくっていかないといけないんじゃないかと言っているんです。課長は規模によってやりますと言われたら、そこに乗れない市民の人はかわいそうですよね。その辺は考えられないんですか。

山本環境課長 御相談いただければ、できること、できないことを御説明して対応してまいりたいと思います。

奥良秀委員 できること、できないことに不公平があったらいけませんので、できる限り意見を聞いてもらってやっていただきたいと思います。特に、

1 番の事業系では最初からこういう対応されていましたが。

山本環境課長 最初からとは、どの時点のことか分かりませんが、大雨が降ったのが6月30日金曜日の夜から7月1日の午前中にかけてだと思います。環境課にごみ等の問合せがあるかもしれないということで、土曜日、日曜日は出勤しておりました。り災証明・被災証明による減免については、条例上規定しておりません。災害での廃棄物は減免できるんですけども、本来は申請していただいて、決定してから減免となるところを、り災証明・被災証明を提示していただくことによって手続を簡素化するというのを、市長の承認を得た上で対応することとなります。そのため、その決裁については、申し訳ないんですけど、月曜日に起案し、承認いただいてから対応してきたところなんです。実際、土曜日、日曜日にごみを持ち込むことができませんので、それは月曜日になってからの対応としています。また、り災証明・被災証明については、社会福祉課での発行となりますので、社会福祉課に聞いていただきたいんですけども、あくまでそのり災証明・被災証明が発行されてからの対応となります。災害直後にはなかなかその対応はできておりませんが、月曜日以降はこの対応をしております。

奥良秀委員 ということは、被災証明等は、環境課では一切タッチしていないということよろしいですね。

山本環境課長 発行につきましては、環境課の権限ではありません。

奥良秀委員 環境課でタッチしておらず、今、社会福祉課と言われましたね。でしたら、行政の縦割りで話が上手に伝わらないんじゃないかというところもあるんですけど、そこはきちんとつながっているんですね。

山本環境課長 担当者は、土曜日、日曜日も出勤しておりましたので、必要な連携は取っております。

奥良秀委員 では、もう一度確認しますが、事業所に対してきちんとした対応はもう取れているということですね。

山本環境課長 できる対応はしてまいりました。

白井健一郎副委員長 参考資料1の説明が先ほどありました。災害の大きさは、小さいほうから、右側に行くにつれて大きくなっています。中ほどに阪神淡路大震災があります。その右に東日本大震災があります。これはこの図のとおりなんですけれども、阪神淡路大震災では6,500人も亡くなっていますし、神戸の町が空襲を受けたようになったという大きさなんです。たしかに、今回の豪雨はそれには及ばないかもしれないけれども、私は山陽小野田市に住んでいますが、この20年間で一番雨が降ったと思っているんです。7月2日までと区切っていますが、実際には7月10日ぐらいまでずっと降り続いてましたよね。この参考資料1は、そういう場合にも果たして有効に使えるのか。一番左、あまり被害のない小規模の災害、次、通常よりやや大きな規模の災害、今回がここに当たるということは、山陽小野田市で豪雨被害があった場合、ほぼここに当たってしまう。その場合にどういう対応を取るのかといえば、地方自治体の判断としか読み取れないと思うんです。この参考資料1を持ってきていただいてありがたいんですが、そういう意味において、山陽小野田市の防災においては、この表はほとんど使いようがないと思われるんですけど、どうでしょうか。

山本環境課長 独自に基準を定めることも必要かもしれませんが、これはあくまでも国が示す範囲で、右のほうに行くと、市単独では対応できない状況になりますので、近隣市町村、もっと広く近隣都道府県までも巻き込んだ対応になるかと思います。先ほど奥議員からの質問のときもお答えしたとおり、明確に線引きするのは非常に難しいことだと思っています。今回はあまり被害のない小規模な災害としましたが、実際、

山陽小野田市においては平成22年7月に厚狭川が氾濫して、大規模な災害がもたらされています。その際は廃棄物の処理について、仮置場等を設置するなどの対応をしております。今回はそこまでの対応が必要な廃棄物の量ではないと判断したので、平時の対応としておりますけれども、その時々災害、廃棄物の量などを判断して、今後も対応していきたいと思っております。

山田伸幸委員 先ほど被災地域はどの辺りからかとお聞きしたんですけど、松ヶ瀬地域にある松ヶ瀬橋には災害ごみがずっと置きっ放しになっているんです。あれはもう市の対応外ということですか。

山本環境課長 厚狭川の河川とか道路とかであると、河川であれば、二級河川なので県や国ですし、道路もどこの道路かによっても変わってくると思います。松ヶ瀬には私と担当者が一緒に行きました。「流れてきた大きな流木が3本ほどあるので取りに来てください」と言われて、すぐに行けなかったのが翌日に行ったんですけども、既に処理された状況でした。山田委員がおっしゃるのが、具体的にいつ、どの場所のことなのかが分かれば、対応できると思うんですけども、全て環境課が対応できることではございませんので、河川管理者や道路管理者による対応もあったかとは思っています。

山田伸幸委員 例えば、回収車等で災害ごみを回収するなどは、今回はなかったということなんですね。

山本環境課長 今回の災害ごみについては、基本にごみステーションに、また、通常のごみの収集日に出されたものもあるかと思っております。それは通常のごみと一緒に出されたものですから、分けて計量できないので、量や件数をお示しすることはできません。7月1日に山陽地区では可燃ごみが収集されていると思います。その際に出されたものもあるとは思っておりますので、今回今お示ししたものは、あくまでも被災証明・り災証明で

測れるものでして、それ以外で回収したのもございます。

山田伸幸委員 3、美祢市のし尿受入れの対応ですが、これは山陽小野田市の通常の受入対応というか、ここも補修を繰り返しているような機器しかないわけです。これだけのものを受け入れていて、今後も引き続き2年程度引き受けていくことについて、機器的にその余裕があるのか、その点はいかがでしょうか。

村長環境衛生センター所長 たしかに、通常プラス20トン受け入れているんですけど、処理する段階においては、平準化して処理しております。持ち込まれる量は多かったり少なかったりします。ただ、それを処理する段階で平準化させております。通常より多いので、負荷は必ずかかっているとは思いますが、今のところその流れで順調に処理できているものと思っております。もし異常数値等が出るようであれば、ほかに山口市や萩市でも受け入れておられてるんですけど、美祢市を含めてそちらとも協議するようになろうかと思えます。

山田伸幸委員 通常プラス20トンということですけど、機器が老朽化している中でこれを維持していくのは、大変な負担になるんじゃないかと思うわけです。しかし、美祢市の環境衛生を壊すということを山陽小野田市が黙って見ているわけにはいきません。私も現場に行ってみたんですけど、こんなに川のそばにあったのかと知って、こちら側も助けられたことがありますので、それはお互い様なんですけど、そういったことに備えてある程度の余裕といいますか、どこかに置いておくような対応もできるのでしょうか。

村長環境衛生センター所長 予備槽というものを持っております。そこで2日程度は取ることができますので、仮に何かあれば2日程度は受入可能な状況です。美祢市も予備槽をお持ちだったんですけど、そこに送るポンプが破損したようで、今は送れないということでした。そのため、山陽小

野田市にすぐにでも受け入れてもらえないだろうかという御相談を受けましたので、受入可能な範囲で受けますと御説明しております。

山田伸幸委員 搬入は全て美祢市の責任で行われているということでよろしいでしょうか。

村長環境衛生センター所長 本市の業者が取りに行くことはございません。美祢市の業者が、本市浄化センターに持ってきております。

大井淳一郎委員 事実関係を確認したいんですけども、美祢市から出たし尿は現在山陽小野田市が全て受け入れて、許容量を超えたら山口市や萩市に協力を求めるのか。それとも、既に萩市や山口市である程度受け入れているのか、説明してください。

村長環境衛生センター所長 最初は、本市、萩市、下関市が受け入れておりました。ただ、下関市は、彦島の一番端にありまして、4時間かかるということで、美祢市が山口市にお願いに行かれたところ、山口市でも受け入れましょうということで、現在は、本市、萩市、山口市の3市で受け入れております。各市がどのぐらい余裕を持ってるかというのは把握しておりませんので、もし何かトラブルがあれば、事前に御相談して対応していこうと思っております。

奥良秀委員 2、浸水住宅の消毒の対応なんですけど、未完了が14件あるんです。これは湿っていても効果がないという説明があったんですが、今後、乾燥したら行える方向になるということでよろしいのでしょうか。

山本環境課長 明日も予約が入っておりまして、申込みがあった段階で担当者が消毒に伺うこととしております。

奥良秀委員 こういう消毒を市が行うということを知らなかったのですが、市

職員が行うんですか。

山本環境課長 そのとおりです。

奥良秀委員 未実施のところは通気口がない住宅らしいんですが、新しい住宅は、べた基礎で通気口がないところが増えています。今後、今行っているものとは別のメニューも増やしていかないといけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

山本環境課長 他市では、薬剤噴霧器の無料貸出しという対応を取っているところもありますので、他市の状況等を確認しながら、市民に寄り添った対応をしていきたいと思っております。

奥良秀委員 今回消毒する場所は、人が住むための住居ということなんですが、例えば、デイケアなど住み込みで事業をされている場所も当てはまるんでしょうか。

山本環境課長 今回は、原則として個別の住宅を回っております。浸水した場所にもよるんですけども、原則、事業所の管理者において対応をお願いしているところです。

奥良秀委員 ということは、市民個人の場合は市が対応して、デイや通所など企業の住居に関しては、業者でやってくださいというスタンスでよろしいですか。

山本環境課長 小規模な個人商店や店舗兼住宅で消毒を行ったところはございますが、大規模な事業所には、原則行っておりません。

奥良秀委員 なんで行っていないんですか。

山本環境課長 平成22年の大規模な厚狭川の氾濫による水害のときには実施したこともあるようですが、前任者、前々任者にも確認したところ、事業所は、原則、事業所の責任において御対応いただいているということでした。一般の住宅には回っているけれども、事業所には回っていないことを確認して、これまでと同様の対応をしたところでは。

松尾数則委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、環境課分はこれで終わりたいと思います。お疲れ様でした。午後2時15分まで休憩いたします。

午後2時5分 休憩

(環境課退室、社会福祉課入室)

午後2時15分 再開

松尾数則委員長 それでは休憩を解きまして、審査を続行いたします。次は、社会福祉課ですね。執行部の説明を求めます。

吉岡福祉部長 御説明する前に、まずこのたびの豪雨により被災された方につきましては、お見舞い申し上げたいと思います。これから福祉部関係について御説明しますが、社会福祉課からは避難所の開設状況や災証明の発行状況について、子育て支援課からはねたろう保育園の被災状況について御説明させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

坂根社会福祉課長 それでは、令和5年度7月豪雨について、社会福祉課より説明いたします。初めに、資料1を御覧ください。令和5年6月30日から7月2日にかけての大雨による災害についてです。まず、避難所開設状況についてです。6月30日の警戒体制調整会議にて、自主避難対応のため、市内5か所の避難場所を開設することが決定され、6月30日午後5時15分に赤崎地域交流センター、須恵地域交流センター、高

千帆地域交流センター分館、厚狭地区複合施設、埴生地域交流センターの5か所の避難場所を開設しました。その後、7月1日午前8時30分に大雨警報が解除されたことに伴い、避難者がいる厚狭地区複合施設を除く4施設の避難場所は閉鎖しました。厚狭地区複合施設については7月2日午前8時30分に閉鎖いたしました。次に避難者の状況です。5か所の避難場所のうち、避難者が来られた避難場所は厚狭地区複合施設と埴生地域交流センターの2か所で、避難者数は厚狭地区複合施設が11世帯20人、埴生地域交流センターは9世帯9人で合計20世帯29人でした。次に被災状況です。社会福祉課では風水害により発生した被害で、損害保険の請求などに必要なり災証明書を発行しています。7月1日から3日にかけて社会福祉課を中心に福祉部で市内を回り、災害状況を確認しました。災害があると思われる場所では住民の方に聞いて災害状況をお聞きし、り災証明やごみ処理手数料減免等についての案内文書を渡し、不在宅にはポストインしました。それに加え、7月3日に厚狭地区、出合地区にはり災証明書の発行についてのチラシを班回覧いたしました。7月21日現在での発行状況については、住宅が被害にあったことを証明するり災証明書の発行が、床上浸水11件、床下浸水12件、その他2件です。また、住宅以外の事業所、自動車、倉庫などが被害にあった場合に証明する被災証明は、件数は床上浸水8件、床下浸水5件、その他9件でした。なお、床上浸水被害を受けた住家及び事業所につきましても、山陽小野田市災害り災者に対する見舞金支給規則に基づき、1世帯または1事業所につき見舞金3万円を支給予定しております。床上浸水の件数は合計19件ですが、うち2件はアパートのオーナーで、実際には住んでおられないので、対象外となり、17件に支給予定となっています。続きまして、資料2を御覧ください。令和5年7月7日から7月10日にかけての大雨による災害についてです。避難所開設状況についてです。自主避難場所は警報発令後に開設予定になっておりました。7月7日午後1時に自主避難者が避難してきたため、須恵地域交流センターを開設しました。その後、7月8日午後2時30分に厚狭地区複合施設に自主避難者が避難してきたため、避難場所として開設

しました。同日午後3時8分に大雨警報等が発表されたため、午後4時に自主避難場所として、すでに開設していた須恵地域交流センターと厚狭地区複合施設を除く、3か所の避難場所、赤崎地域交流センター、高千帆地域交流センター分館、埴生地域交流センターを開設しました。その後、7月10日午前10時に市内の一部に発出された土砂災害警戒情報が市内全域に拡大したため、避難指示が発令され、5か所の避難場所、本山地域交流センター、山陽小野田市民館、高泊小学校、有帆小学校、旧厚陽中体育館を追加開設しました。同日午後5時45分に土砂災害警戒情報が解除されたため、避難指示も解除され、すべての避難場所を閉鎖しました。次に避難者の状況です。10か所の避難場所を開設しましたが、避難者が来られた避難場所は、赤崎地域交流センター、須恵地域交流センター、高千帆地域交流センター分館、有帆小学校、厚狭地区複合施設、埴生地域交流センターの計6か所で127人が避難されました。なお、赤崎地域交流センターと有帆小学校にはそれぞれ地域の保育所が避難された人数となります。被災状況については、現在のところ、り災証明等の発行はございませんので、社会福祉課としては把握しておりません。説明は以上となります。

松尾数則委員長 社会福祉課の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 資料2、7月10日の避難場所の中で、有帆小学校について、避難世帯は1ですが、避難者数は17人となっています。これはどういうことですか。

坂根社会福祉課長 先ほども御説明しましたが、地域の保育所の方が避難されました。1事業所ですので、1世帯という形で計上しております。

大井淳一郎委員 有帆地区と赤崎地区は、1なので、保育所のみということですね。

坂根社会福祉課長 そのとおりでございます。

吉永美子委員 資料1、先ほど環境課から、実際に被災地区を回って関係書類をお渡しして、いない方はポスティングしたと聞いたんです。これは社会福祉課が対応されていると聞いたんですが、御説明ください。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 7月2日に被災地域を回りまして、その際にお会いできた方にはお話しさせていただいて、不在のお宅にはポスティングで御説明させていただきました。その際に、ごみのことや消毒が必要な場合のことについては、環境課に御相談くださいと御説明しております。ポスティングした内容について、ごみ等の御相談については環境課に、り災証明については社会福祉課にという内容のチラシをお配りしております。

吉永美子委員 要件に当たらないことはあったらしいですが、被災された方は、市にお願いすれば消毒していただけるという認識を持たれていて、知らなかった人はいないということによろしいですね。

坂根社会福祉課長 吉永委員が言われるとおりでございます。

吉永美子委員 単純なことなのですが、例えば、資料1、厚狭地区複合施設で避難者がおられて、7月2日午前8時半に閉鎖ということは、このとき既に避難者がそこを出ておられたということによろしいんですか。午前8時半になったからもう出てくださいますかということではないですね。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 実際には、前日午後4時45分に最後の避難者が避難所を出ております。ただ、浸水被害等もありましたので、念のため翌朝8時半まで継続して開設していました。

吉永美子委員 確認ですが、先日、防災フェアがあったときに、市長は、床上浸水が何件、床下浸水が何件と言われて、り災証明を出しておられるよりも多いわけです。ここはあくまでもり災証明とかが必要な方々で、罹災証明が必要じゃない方々はもう含まれないと。書類はいかないということになるんですか。被災された方にお渡しするわけにはいかないのでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 り災証明につきましては、災害対策基本法に定められておりまして、「当該市町村の地域に災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときには、遅滞なくその住宅の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面を交付しなければならない」と定められております。ですので、り災証明が必要になる、おおむね損害保険などで、自然災害によってこういう被害を受けたという公的機関の証明が必要ということになりますので、り災証明、被災証明につきましては、申請があった方に交付することになっております。

吉永美子委員 被災状況としてはこういう書き方をされるんでしょうけど、この件数の方々だけに、先ほどの消毒も含めた書類が行ったのではなくて、市長が言われた件数にそういう書類、つまりこういう手続もあるというお知らせが行ったと認識してよろしいですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 先ほど申したポスティングにつきましては、被害の調査に回った地区ということになりますけれども、7月1日に自治会便がございましたので、厚狭地区、出合地区につきましては、自治協の会長に御相談の上、り災証明等についてのチラシを配布させていただいております。

吉永美子委員 被災された方々には、きちんとお知らせが行っていて、知らなかったという人はいないと。消毒なども、申請して要件に合わないこと

があるのは分かったんですが、そういったことができるということは分かっているということによろしいですね。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 該当の地域においては、必要な情報は提供させていただいたと考えております。

山田伸幸委員 今、回覧されたと言われたと思うんです。被災地域一帯にポスティングすることは考えておられなかったですか。

坂根社会福祉課長 被害が大きいと思われた厚狭地区、出合地区に班回覧させていただいています。市内全域の被害状況を見回ったときに、被災住民にお会いした場合には、り災証明の発行のことを、また、消毒等については環境課に確認してくださいということをお伝えしております。

山田伸幸委員 災害対応を市民に知らせる手段としては、こういったお知らせのチラシを配るとともに、スピーカーが付いた街宣車でその地域一帯にり災証明の発行、ごみの捨て方などいろいろなことをお知らせすることも必要ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

坂根社会福祉課長 山田委員が言われたとおり、スピーカーが付いた車での宣伝なども今後の検討課題だと思います。なお、先ほど言った災害についての被災、り災証明等や消毒など、り災された方にはこういう手続等もありますという御案内は、ホームページ等に載せております。

白井健一郎副委員長 避難所の開設状況のところ、6月30日から7月2日までにかけての開設状況がありますが、私のツイッターのメモと違っていて、ここでは7月1日8時30分に大雨警報が解除されたことに伴って幾つかの避難場所を閉鎖したとあります。私のメモによると、7月1日は、朝8時ぐらいの段階で警戒レベル4、警戒レベル5が出ていて、

昼まで強い雨が降るから気をつけてほしいということをテレビの情報で知ったと思うんですけども、その辺の確認は今できますか。

坂根社会福祉課長 こちらについては総務課から発令等もありますし、こちらにもニュース等で確認しています。それに伴って避難所の閉鎖等をしております。

白井健一郎副委員長 今回の大雨、長雨は、途中でどうなるか分からず、晴れると思ったらまた雨が降り出すという非常に複雑な気候状況で、把握するのが大変だったと思います。もう一つ質問します。被災状況を確認するに当たって、何人ぐらいの方が実際に歩かれたのか。また、それが十分であったのか。実際に確認する中で、この人数で足りると思われたかどうかをお伺いします。

坂根社会福祉課長 初めに、社会福祉課がざっと目視で確認して、ここは水害があっただろうなどを住民の方に聞いて、調査地区数を絞って、7月2日に6班12人の体制で被害状況を確認しました。翌7月3日に5班10人体制で、福祉部対応なんですけれども、被害が大きいであろう地域をぐるりと回って被害状況を確認しております。

福田勝政委員 旧小野田地区と旧厚狭地区では、旧小野田地区のほうが、被害がひどかったと思いますが、床上浸水は何件ぐらいあったんですか。

坂根社会福祉課長 旧小野田地区につきましては、床上浸水は聞いておりません。り災証明も出しておりません。

福田勝政委員 小野田駅前、日の出地区は、海拔が非常に低いのでポンプを組んでおりますが、床下浸水が大分あったと思うんです。床上浸水はなかったんでしょうか。

坂根社会福祉課長 先ほど申しましたように、旧小野田につきましては、床上浸水はないと把握しております。

奥良秀委員 先ほど白井副委員長の質疑に対する回答で、7月2日は6班12人で、7月3日が5班10人体制ということなんですけど、何件ぐらい回られたのかが分かれば、報告をお願いします。

坂根社会福祉課長 総件数までは完全に把握しておりませんが、調査したときの段階での数字は、床上浸水が17件、床下浸水が54件、住人はいらっしやらないが浸水の可能性があったところが20件と把握しております。

奥良秀委員 足し上げると大体100件ぐらいということによろしいですか。

坂根社会福祉課長 そのとおりです。

奥良秀委員 今回現場に行かれたのは社会福祉課ですが、今回の災害を大きい、小さいという視点で見た場合、どうなんですか。100件もあるので、私としたらかなり大きな災害だと思うんですが、いかがでしょうか。

坂根社会福祉課長 私から大きい、小さいとは言いづらいんですが、被害状況につきましては3日間かけて見たところでございます。この人数で適正と考え、調査をいたしました。

奥良秀委員 資料の被災状況の中に、その他が2件と9件あるんですが、その他とは何でしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 住家に係るその他ですけれども、アパートのメゾネットタイプ、つまり1階部分が玄関しかないようなところで、玄関のところに水が入り込んだと。床上床下というよりも、水が入り込

んだということで、その他の災害という扱いにしております。もう1件が天井の雨漏りで、雨によって屋根が破損したということです。被災証明については、例えば車などの被災になります。

松尾数則委員長 確認ですが、避難場所の指定、つまり地域の人はどこそこに避難しなさいという指定は、市が行うんですか。

坂根社会福祉課長 総務課が指定します。

松尾数則委員長 もしそれ以外のところに避難していますという連絡があった場合、社会福祉課としては対応するんですか。

坂根社会福祉課長 今回でいうと、地域交流センター以外の場所である小学校とか中学校とかということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）例えば小学校、中学校に行かれた場合につきましては、そのときに学校関係者、警備員等がおられれば、今、ここの5か所が空いていますという御案内を差し上げるところでございます。しかし、どうしても行かれない、もう無理と言われれば、その後は社会福祉課で対応するつもりでございます。

松尾数則委員長 今回は美祢市に避難された方がいらっしゃいました。そういう対応は社会福祉課としては対応しないということですね。（発言する者あり）美祢市に避難された方がいらっしゃるんですよ。今回、そういう対応を山陽小野田市としてしないということですね。毛布を持っていくなどの対応はしないんですね。

吉岡福祉部長 このたび、厚狭北部の方が、市境の美祢市の小学校が避難所になっているということで、そちらに避難されたということを聞いております。これは市が「その地区の方はその小学校に避難してください」と指示したものではありません。その方が、距離的に近いところに避難す

るほうが安全だろうと判断されて、避難されたということだろうと思います。今後につきましては、他市の小学校に本市職員が行くというよりは、市と市のことでもありますので、美祢市とよく協議する中で、対応については、今後できるように協議してまいりたいと考えております。

白井健一郎副委員長 7月2日に社会福祉協議会に電話して、ボランティアセンターを立ち上げるのかを聞いたんですけど、その必要性はないというお返事でした。ですが、実際にこれだけの、これだけという言い方が適切かは分かりませんが、床上浸水、床下浸水が出ていますし、畳一つ出すのでもすごく大変らしいです。汚物の臭いなどがまとわりついていて、重さもかなりあって、非常に大変らしいですね。ですから、そういう可能性もあったのではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

坂根社会福祉課長 ボランティアセンターにつきましては、被災者救済の見地から災害ボランティアの活動が必要と認める場合とか多数のボランティアの申込みが殺到した場合とかに設置することとなっております。この度につきましては、社会福祉協議会は、ボランティアセンターは立ち上げないことになったと思いますが、その後、松ヶ瀬、随光、一丁田、旧山陽青少年会館の裏通り等の被災がひどかったところにつきましては、災害ボランティアの説明等で回ったと聞いています。しかし、申込みはなかったと聞いております。

大井淳一郎委員 厚狭の水害のときにボランティアセンターが立ち上がりましたことは私も覚えているんですけど、あくまでもボランティアセンターの立ち上げは、社協の判断で動くもので、市が判断するものではないということですか。これを機会に確認したいと思います。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 社協の判断で開設する場合と、被災者救済の見地から災害ボランティアの活動が必要と認められる場合や多数のボランティアからの申込みが殺到した場合に市から要請することもあり

ます。そのいずれかの方法で立ち上げます。

松尾数則委員長 市からの要請の場合、窓口は社会福祉課になるのですか。

大井淳一郎委員 厚狭の水害のときはどうだったんですか。立ち上がったのは覚えているんだけど、どちらが判断したんですか。

坂根社会福祉課長 申し訳ありません。厚狭の水害のときのことは、今は分かりません。

大井淳一郎委員 話を戻しましょう。7月豪雨での避難所の開設について、私のイメージでは、警戒レベル4が出たときに、自主避難対応のために避難所を開設するのがオーソドックスだと思うんです。しかし、資料を見ると、7月7日午後1時、7月8日午後2時半に自主避難者が避難してきたために避難場所を開設するという流れなんです。何か基準はあるんですか。資料からは、誰かが逃げてきたら開設すると読み取れるんですが、市が避難指示を発令したときに避難所を開設しているんですが、この違いを教えてください。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 避難場所につきましては、市が市民の安全を守るために災害に応じて行うわけです。しかし、それ以外の自主避難、例えば、もともと大雨が降ると家が心配だという方が自主的に避難されることもございます。特に多いのは台風のときで、こちらが開設しないタイミングでも早く避難したいと言われることもございますので、そういったときにはその時点で開設することとしております。

大井淳一郎委員 レベル3、高齢者等避難の段階で自主的に逃げてくる人が多分いらっしゃると思うんですが、そのときの受入れについてお聞きします。今回は土曜日も入っているんで、職員がいない場合もあるんですが、自主避難者が避難してきた場合、どのように対応して、開設に持ってい

くんでしょうか。今後もあり得るので確認したいと思います。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 まず、7月7日は金曜日でしたので、平日の通常対応ということで、地域交流センターには職員がおります。そちらで取りあえず市職員が派遣されるまでの間は見ていただく、そこにいていただくこととなります。例えば、土日の場合は、自主避難者から避難したいという申出がありましたら、直ちに社会福祉課に連絡してもらうように、各施設にはお願いしているところです。

大井淳一郎委員 土日になると、シルバー人材センター、警備会社等から社会福祉課に連絡が入るという流れですね。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 シルバー人材センターから派遣された人が、それぞれの施設から連絡してくるということになります。

白井健一郎副委員長 避難場所と避難所の区別は分かっているつもりですけども、避難場所には、食べ物はもちろん水も用意されていないんですか。水くらいは用意してもいいんじゃないかという気もします。ただ、人数が増えますと、それも負担になるでしょうから、あらかじめ水を持って来てくださいと周知するなどの工夫は必要じゃないでしょうか。

坂根社会福祉課長 避難場所には、水、食料等を持って来てくださいと周知しております。避難場所では準備しておりません。自主避難場所につきましても同様でございます。

福田勝政委員 このたびの水害で、社会福祉課として一番大きな課題は何でしたでしょうか。

坂根社会福祉課長 私が考えているところにつきましては、先ほど副委員長も言われましたボランティア関係だと思っております。このたびはボラン

ティアセンターを立ち上げるまでは行っておりませんが、社会福祉協議会とも連携を取って、災害ボランティアがあるということをきちんと皆さんに周知できるようにしたいと思っております。

松尾数則委員長 たしかレベル4、避難指示が出たときに、対象者が何名という報道があったんですけど、それに対して福祉社会福祉課は対応できていたんですか。避難指示を受けた人の数は、報道ではかなりの数であったような気がしたんですけど。

坂根社会福祉課長 今、委員長が言われたのは、多分レベル4などの避難対象地域の人数だと思うんです。ですので、避難所の管理運営になりますけれども、避難された方につきましては、十分避難ができるように対応しております。ただ、全体というのは、社会福祉課としては今のところ是对応しておりません。

松尾数則委員長 避難者の数が少なかったものですかからお聞きしました。どなたか質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）社会福祉課分の質疑はこれで終わります。どうもお疲れ様でした。休憩して15時から再開します。

午後2時50分 休憩

(社会福祉課退室、子育て支援課入室)

午後3時 再開

松尾数則委員長 それでは、休憩を解きまして審査を続行します。次は、子育て支援課分の説明を求めます。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 子育て支援課から、6月30日から7月1日にかけての大雨によるねたろう保育園の被災状況について御報告いたします。時系列に沿って御報告します。6月30日金曜日、19時18

分に桜川・大正川周辺地域に警戒レベル3高齢者等避難が発令されたことを受け、7月1日土曜日の臨時休園について協議し、決定し、保護者へ連絡しました。7月1日6時半ごろ不二輸送機ホール側から保育所へ近づこうとしましたが、周辺道路が浸水しており近づけない状況でした。7時20分ごろ、出勤した職員から床上浸水した跡があるとの報告が入り、被災が判明したところです。浸水状況は資料のとおりです。赤枠で囲んだ部分が床上浸水した箇所です。原因は桜川の越水によるもので、水は主に玄関から流れ込んだと思われ、事務室で7センチメートル程度の浸水跡があり、奥の遊戯室へ向かうほど跡は浅くなっていました。2歳児室及び遊戯室は掃き出し窓からの浸水と思われ、幼児室側の廊下も園庭側の掃き出し窓からの浸水と思われ、廊下と保育室の間の扉を閉めていなかった4歳児室の保育室が一部浸水しました。箇所ごとに少し詳細に報告します。資料に示したAの玄関ドアには約6センチメートルの浸水跡が残っていました。Cの廊下は医務室前辺りから遊戯室方向を見たところで職員が被害を発見した際の状況です。既に水は引いていますが、泥が残った状態でした。Eはほふく室及びその奥のたたみコーナーの状況です。たたみを上げてほふく室に立てかけています。推測になりますが、床上浸水した水は主にこのたたみと発砲スチロールの間、画像の赤矢印の隙間から床下に漏れたのではないかと考えられます。Fの廊下②は掃き出し窓からの浸水と思われ、約1センチメートルの浸水跡が残っていました。Gは5歳児室側の倉庫の外側の壁ですが、約25センチの浸水跡が残っていました。1日10時頃から職員による清掃及び消毒作業を行い、3日月曜日から保育が可能な状態に復旧しました。ただし、調理室については、被災当日が土曜日であったことから、保健所の臨時検査が必要かどうかの確認が取れず、3日は弁当持参としました。3日に宇部保健所に確認したところ、調理用具、機器及び食器類に影響がなく、床の清掃及び消毒作業が終わっているならば改めて検査等は行わないとの回答を得たことから、4日から給食を再開しています。建物被害状況について把握するために、7月4日火曜日9時から建設施工業者の立会いの下、現地を確認しました。Bはその際に床下を確

認するために相談室の隅に30センチ角程度の穴を開けた状態です。そこから床下を確認したのが右側の写真ですが、約2センチの水がたまっていました。Eの畳コーナーは畳の下に発砲スチロールを引いておりましたが、それを外した床下に約1センチの水が溜まっていました。電気設備には影響がありませんでしたが、乳児室、ほふく室、1歳児室及び一時預かり室に設置した床暖房機器が冠水した旨を製造業者に報告したところ、機器は防水仕様になっておらず、今回のように冠水し、機器に水分が干渉したことにより機器本体の金属部分や電気接続線の腐食、劣化が考えられ、このような状態のまま通電、使用するとショートによる発火等重大な事故が発生する恐れがあるため使用を控えるよう助言があったことから、交換を検討しています。また、この他にも乳児用の室内運動遊具やマットなど室内備品11点が使用不能となり新規に購入が必要な状況です。今後の修復・復旧作業については、まずは乳児室・ほふく室を除いた部屋の床に画像Bのような点検のための穴を開け、床下に水が溜まっていないか確認し、水が溜まっている場合には除去して消毒します。穴は塞がずに今後の点検口として残すための加工をします。これらの費用については、予備費充当の予定です。それ以外のたたみの復旧や床の張替については9月補正の予定としております。ねたろう保育園の被災状況の報告については以上です。

松尾数則委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 私も行っただんですけど、私が行ったときは水が引いておりました。周辺を見て歩いたら、福祉施設が玄関前に土のうを積んで浸水を防いでいたんですけど、そういった準備、対応等は検討していなかったのか、いかがでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長次長 6月30日夜、臨時休園を決めた際に、ここまでの被害が出る雨量を想像しておりませんでしたので、土のうを積むという作業は行っておりません。

山田伸幸委員　そういったことをやったかどうかだけお聞きしたかったんですけど。一番心配していたことですよね。これが日中であれば、子どもたちをどうやって家に帰すかという話もあったと思うんです。結局、浸水時間がいつで、いつ水が引いたかは、カメラ等で確認していないんでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長　委員がおっしゃるように、設置している防犯カメラを確認しました。7月1日、午前4時半ぐらいは、まだ真っ暗ですが、浸水していることが確認できます。午前5時前ぐらいに映像が明るくなりまして、そこからは鮮明に浸水の状況が映っておりました。園庭の水位が下がったのは午前6時半頃でした。何時からつかり始めたかは、映像では確認できておりませんが、水位が下がったのが6時半頃ということは確認できております。

山田伸幸委員　こういったことを想定して、そもそもかさ上げして建設するという話だったんですけど、それでも追いつかず、今回の被災に遭ってしまったということなんです。今後のことを考えて、どういうふうに対応されようとしているんでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長　まだ検討段階なので結論が出ているわけはありませんが、園の出入口に門等を設けておりませんので、取り外しができる防水壁、防水フェンスなどを購入して取り付ける策もあると考え、今、いろいろと調べているところです。

大井淳一郎委員　門のところの防水壁を設置するだけでは、周りもありますので、その辺は防げないんじゃないですか。門だけがつかるわけじゃないので、例えば、よう壁積みなども検討されているんですかね。今後のことです。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 周りの石ブロックを積んでいる部分が、確か80センチメートルぐらいあったと思います。今回の浸水の深さはそこまでではありませんでしたので、あとはどこまで備えるかということになろうかと思います。その辺りはまだきちんと協議できていない状況です。

福田勝政委員 子育て支援課と建築は全然関係ないものだと思います。保育園は低いところですね。一番高いところで45センチメートルになっています。これは建築に関係すると思います。いろいろな角度から検討して、もう少し高くしておけばよかったと思うんですが、これは結果論です。今回くらいの規模の雨が降ったら、幾ら土のうを積んでもまた同じようなことが起こるんじゃないかと思います。前の河川はいろいろ改良されていると聞いておりますが、あれがもう精いっぱいですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 所管しておりませんので、何ともお答えできません。

福田勝政委員 幼稚園の周りの住宅もこういう状態になっているんですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 周辺的一般住宅で床上浸水した住宅は少ないと聞いています。

吉永美子委員 今、地形的にどのように判断されておられるんですか。例えば、主に玄関のところから水が入り込んだのであろうというお話があったんですが、そこは水が入って来やすい場所であったのかという検証など今後の予防のためにどのような判断をされておられるのか。先ほど、防水フェンス、防水壁というものもありますけれども、今後、予防に力を入れないとまた同じことを繰り返すだろうと素人でも予想がつくわけですが、玄関のところには何か原因があるという判断を既にされているんですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 原因があったというよりは、玄関側が川に面した方向になりますので、川から越水した水が流れてきて、そのまま玄関のドアの下からしみ込んだと考えております。

山田伸幸委員 想像できるのは、あそこのグラウンド全体がもう水浸しになって、ここにもあるように、3歳児、4歳児、5歳児の部屋の廊下をつたうというのは、これは玄関からずっと回ったんじゃないなくて、グラウンドのほうから入ってきたと思わざるを得ません。ブルーの踏板も相当流れていたと聞いていますので、やはり根本的な対策を行わないと、また繰り返されてしまうんじゃないかなと思います。その点は内部ではどのように検討しているんですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 先ほども申しましたが、まずは今何もない駐車場、園の敷地への入り口を塞ぐことを考えております。

山田伸幸委員 グラウンドのほうから入ってきていないんですか。グラウンド方面からも入ってきているんじゃないんですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 流れ込んだところの映像が残っていませんので、どちらの方面からとは正確には申せませんが、周囲の外壁は80センチメートルぐらいの高さでありますので、門の空いている側である桜川方面から水が入り込んできたと考えております。

吉永美子委員 外壁が50センチメートルで、それを超えて保育園に入り込むという想定はしなくていいんでしょうか。例えばもう少し高くするなど、あまり意味がないということですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 園庭の周囲全てから水が入り込んでくるおそれはないかということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そこまで詳しくはまだ検証しておりません。

白井健一郎副委員長 6月議会の一般質問で、公立保育園の重要性についてお聞きしたときに、災害時や虐待案件のセーフティーネットになるとおっしゃいました。また、公立保育園が立派であれば私立保育園も見習うなど、公立保育園は市の子育てに関する基準みたいなものになると聞いたこともあります。今回は皮肉な結果になってしまいました。今回はそういうことはありませんでしたが、全部水没してしまったら中で孤立する可能性もありますよね。皆さんがおっしゃるとおり、根本的に考えないと、毎年毎年起きる可能性があります。細かい話は置いておきますが、何とかしてほしいところです。

山田伸幸委員 先ほど防犯カメラのことを言われたんですけど、これは園内にしかないということなんですか。防犯上のことを考えると、園庭方面にも必要じゃないですか。今後の防犯対策も含めて、そういった監視カメラが要るんじゃないでしょうか、いかがですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど御説明した防犯カメラは、外に向けた防犯カメラです。全部外に向けたもので、室内に向けての防犯カメラは設置しておりません。ただ、夜が明けてないので、真っ暗で確認ができないということです。

山田伸幸委員 そういったときのために、高度なセンサー式で、水が入ってきたら、それが分かるものが必要だったんじゃないですか。私も自分の自治会に導入することを考えて少し調べましたけれど、やはり何があるか分からない。特に、子どもたちがたくさんいて、全国でいろいろな事件が起きている中で、やはり安全性の保持し、子供たちを絶対に災害や事件から守っていくという対応が求められているんじゃないでしょうか。特に、今回の例は水害ということで、浸水によって子供たちの城が一部侵されたということになります。きちんと守るにはどうしたらいいか、想定外の水量と言いついでできないように、もっともっと安全の度合いを

高めていくべきだと思うんですが、部長、その点はいかがですか。

松尾数則委員長 山田委員、この内容に関する質疑をしてください。部長、答えますか。

吉岡福祉部長 想定外という言葉あまり使いたくないですが、今回は本当に想定外ということで、当初建築したときには、このような水位は考えていなかったところがございます。ただ、本当に残念ながら、このような結果になってしまいました。先ほどから対策についても協議していると申し上げておりますけども、やはり専門的なところがございますので、建設部ともよく協議しながら、二度とこういうことが起きないように対策を今後立ててまいりたいと思っております。また、そのときには予算等の御審査をお願いすることもあるかと思いますが、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

松尾数則委員長 お願ひします。「それみたことか」という声結構聞こえるんですよ。近所の人に電話して聞いてみたんです。そうしたら、玄関から少し入ったくらいという報告を受けていたものですから安心していたんです。僕は2日後ぐらいに行ったのかな。そうしたら、もうほとんど水もなかったし、いろいろ掃除されたから干上がったんだなという気はしていたんですけど、その辺の内容も踏まえて、いろいろな声が聞こえてきているところがあります。今後、補正予算も出てくるだろうと思ひ、いろいろな内容に対応できるようなものをつくり上げてもらいたいなと思ひていますので、お願ひいたします。

奥良秀委員 先ほど来から、想定外という話が出ていますけど、ある一般質問の方からは、起こりうる想定で設計いたしましたという、要は執行部の答弁もあるんですよ。だから実際は、起こるべくして起きたのかなというところもある中で、先ほど床暖房の件も、要は防水のものにされていない。なぜですか。おかしいですよ。

吉岡福祉部長 今日には災害報告ということではありますが、当時のことを振り返ってみますと、当初、執行部の案としましては、建物を40センチメートルかさ上げする。園庭部分については20センチメートルかさ上げすると提出させていただいたところ、議会に審査していただく中で、最終的には園庭部分は30センチメートル、建物部分は50センチメートルかさ上げするということとなり、工事させていただいたところでございます。氾濫した場合においても、ポンプ場の排水能力を考えますと、水位が4.6メートルに保たれると。保育所の標高は5.1メートルでありますので、まずここには来ないであろうということで建築に踏み切ったわけでございます。このたびは当時の想定を上回るということで、本当に残念な結果になったこととございますけれども、今後はこういったことがないように最大限努力してまいりたいと思っております。

奥良秀委員 保育所には備蓄品などがあると思うんですが、それらの被災はどうなっていますか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 備蓄品につきましては、外側の段ボールの底がぬれたものも多少あるようですが、中身に大きな影響はなかったと園から報告を受けております。ただ、そういったものは二階に上げておくほうが安心できるということで、今回の水害を踏まえて二階で備蓄品を保管するように変更したと報告を受けております。

奥良秀委員 食料品とか備蓄品とかがあると思いますので、周りが濡れただけであって中身が使えると思ったら、いろいろなものが付着していることでもありますので、その辺はきちんと精査していただきたいと思います。次に、今回資料を頂いたんですけれど、Bの床下確認のための穴はいつ開けられたんでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 7月4日です。

奥良秀委員 資料の赤色の範囲内が床上浸水したということですが、下側がどうなっているかは、まだ全然確認が取れていないということによろしいですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 確認できているのが、Bの写真にある穴をあけた相談室とEの畳コーナーから下です。1歳児室の右側にトイレがございますが、ここがピットになっておりまして、これはもう推測になってしまうんですけども、このピットが壁になって、東側、2歳時室側、幼児室側には水が行ってないのではなかろうかと推測します。

奥良秀委員 私が想定すると、Fの廊下であったり、遊戯室であったりも、床をはがしてみると水がたまっている可能性があるのではないかと思います。7月4日に確認されて、今日は7月25日で、もうこれだけ日にちがたっています。異臭はないとは思いますが、やっぱり水があるところには、どうしてもこれだけカンカン照りになると、黒カビなども発生するので、1日も早く確認していただきたいと思いますが、いかがですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 それぞれの部屋に点検構を開ける手法や日にちについても業者と打合せをしております。来週には点検構の穴を空ける施工をしていただける見込みですので、それから水の有無の確認を行います。

奥良秀委員 住宅でべた基礎、要は通気構がないところは、どうしても湿気がたまりやすくなって、1回水につかっていると、どうしても湿気が取れないという構造だと思いますので、例えば、含水率は何パーセントあるのか。80%以上あると黒カビが発生しますんで、その辺もきちんと確認されたほうがいいと思いますし、特に、この1歳児室とか乳児室とかは危険ですよ。きちんと消毒されているとは思いますが、床に寝転

がったり、床をなめたりいろいろされるのがその年代だと思しますので、早くされたほうが良いと思います。でないと、何か問題があつてからでは遅いと思しますので、来週とかどうとかじゃなくて、もっと早く。穴を開けることはそんなに難しくないと思しますので、見ていただきたいと思うんですが、いかがですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 被災直後から調整しておりますが、なるべく保育を止めないように、どういった形で点検が可能か、施工が可能かを業者とも打ち合わせた結果でございます。

奥良秀委員 業者が云々ではなくて、その業者が対応できないのであれば、市内にはいろいろな業者がいらっしゃいますので、やはり早急な対応が必要ではないかと。私は、ここに子供を預けるのであれば、とても心配です。保護者の方にはどういうふうな説明をされているんですかね。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 保護者の方に事後の説明は特に行っておりません。

奥良秀委員 隠しているとは思いたくないですけど、適切に情報を提供していくことは必要だと思います。市を信じて、安心して働くために子供を預けられる場所は、ここの保育園だと思っておりますので、やはりそこは真摯に向き合っていただきたいと思っております。だから、保護者の対応もそうですし、この施設の対応も早急にやっていただきたいと思っておりますが、業者が云々とかじゃなくて、業者は幾らでもあります。今週でもやっていただいたらいいんじゃないですか。いかがですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 建設後間もない建物ですので、建築に携わっていただいた業者が一番建物の状況を分かっていらっしゃるかと理解して、そういった業者と打合せをさせていただいてきましたので、そういう経緯の中での現状です。

奥良秀委員 だから、何かがあった場合の責任というのは、誰が取るんですか。

市が取るんですか。建設会社が取りますか。どちらですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 何かがあった場合というのは、水害の復旧対応が遅れた場合という御質問でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それは建物の管理者である市になると思います。

奥良秀委員 建物の管理者が市であるのならば、それこそ早くしないとイケないじゃないですか。時間がたてばたつほど問題はどんどん大変になると思うんです。しかも、7月4日に見られて、もうこれだけ空いているんですよ。遅いんじゃないですか。いかがですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 ほかの業者でも対応が可能かどうか、また、相談、協議をして、当たってみたいと思います。

福田勝政委員 子育て支援課と建築の関係で、委員がいろいろと言われていて、僕たちはいろいろな質問をしておりますけれど、建築事業者や市がそれ以上に勉強しておると思います。だから、一番は建築ですよ。市は早く対応すべきですよ。僕はそう思います。そこまで子育て支援課に言わないとイケないんですかと思うんです。それ以上にもう建築業者も市も考えていると思うんです。

松尾数則委員長 答えはいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか質疑はございますか。

奥良秀委員 先ほど防水壁などのお話が出ていましたけど、今、ゲリラ雷雨や線状降水帯が顕著に起きていますよね。建設したときよりも頻度が高くなっていて、もう普通に起きる災害の一つになってきているように思います。だから、もう想定外じゃなくて想定内なんですよ。であるならば、

早く水が入ってこないように周りを囲ってしまうなども考えていかないと、毎年毎年、つかりましたからどうしようという協議はよくないと思うんですよ。抜本的な防水対策、災害対策を念頭に置いていただきたいと思いますが、いかがですか。

吉岡福祉部長 その辺りは建設部に御協力いただきながら根本的な解決を図ってまいりたいと考えております。

山田伸幸委員 所管外になるかもしれないんですけど、線状降水帯の資料が出ています。線状降水帯として注意喚起されて、それが解除された時間は分かっていますか。

松尾数則委員長 これは範囲外ですね。長井次長、答えられますか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 下関气象台発表の資料では、線状降水帯の一部が本市の北部にかかったのは、7月1日0時50分にかけてと発表されております。資料は、7月1日0時50分にかけて線状降水帯が山陽小野田市北部に位置し、局地的に強い降雨が見られたという記載のものしか持ち合わせておりません。

大井淳一郎委員 今まではどちらかというとハード面の質問が多かったんですが、やはりソフト面も大事です。先ほど副委員長からも話があったんですが、朝方であれば登園停止という措置が取れますが、昼になった場合には園児を帰らせることも必要だと思いますし、そういったことも含めてマニュアルをつくっていると思うんです。その辺は改定まではしなくても、しっかり点検されて、ソフト面の対策もしっかりやるべきではないかと思うんですが、いかがですか。現状と進捗状況を教えてください。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 災害マニュアルにつきましては、今までは机上で考えた対策でしたが、今回、残念ながら実際に被災してしまいま

したので、今までの園のマニュアルでは決められていなかった細部までもう一度きちんと話をして対応しようというところです。

奥良秀委員 消毒の話なんです、これは職員がされたんでしょうか、それとも業者がされたんでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 職員が実施いたしました。

大井淳一郎委員 消毒については保健所が確認してると思うんですが、その消毒液が大丈夫かどうかは、何らかのほかの機関が入って、保育環境を考えても大丈夫だというお墨つきがあるんですよね。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 確認したのは調理室の再開についてなのですが、保健所は再検査に入らないということでした。教室についても他機関での確認は受けておりません。

大井淳一郎委員 奥委員がずっと言われていたことにもつながるんですけども、やはり床下のところの確認も含めて、保育環境がきちんと適したものになっているかどうかをきちんとしないといけません。万が一のことがあってはいけない、病気とかなってはいけないと思いますので、改めて確認していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 その辺りはきちんと確認してまいりたいと考えます。

松尾数則委員長 ほかに質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で子育て支援課分の質疑を終了いたします。5分休憩して、午後3時45分から再開します。

午後2時50分 休憩

(子育て支援課退室)

午後 3 時 4 5 分 再開

松尾数則委員長 それでは、休憩を解きまして、審査を続行いたします。委員派遣についてお諮りします。所管事務調査として、市内児童クラブを調査するため、議長に対して委員派遣の承認を要求したいと思っておりますけれども、御異議はございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、そのように決定いたしました。なお、委員派遣の人は民生福祉常任委員全員、日時は令和 5 年 8 月 4 日午前 10 時から、場所は小野田小学校内の小野田児童クラブ及び厚狭小学校内の厚狭児童クラブとしたいと思っておりますが、御異議はございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、そのように決定いたしました。これで民生常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 4 7 分 散会

令和 5 年（2023 年）7 月 25 日

民生福祉常任委員長 松 尾 数 則